

<建築物環境衛生管理基準>

① 空気環境の調整

※中央管理方式・各室個別管理方式を問わない

ア. 空気調和設備：空気を浄化（＝外気導入が可能）し、温度・湿度・流量を調節して供給することができる設備

イ. 機械換気設備：空気を浄化（＝外気導入が可能）し、流量を調節して供給することができる設備（※下記4・5は除く）

	測定項目	基準値	測定方法	備考	頻度
1	浮遊粉じん	空気 1m ³ につき 0.15mg 以下	グラスファイバーろ紙(0.3μmのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね 10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器または厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	一日の使用時間中の平均値	一ヶ月以内ごと一回測定
2	一酸化炭素	100 万分の6以下 (6ppm 以下)	検知管方式による一酸化炭素検定器		
3	二酸化炭素	100 万分の 1,000 以下 (1,000ppm 以下＝0.1%以下)	検知管方式による二酸化炭素検定器		
4	温度	①18～28℃ ②居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。	0.5℃目盛の温度計		
5	相対湿度	40～70%	0.5℃目盛の乾湿球湿度計		
6	気流	毎秒 0.5m以下	毎秒 0.2m以上の気流が測定できる風速計		
7	ホルムアルデヒド	空気 1 m ³ につき 0.1mg 以下	2・4-ジニトロフェニルラジカル捕集－高速液体クロマトグラフィー法もしくは 4-アミノ-3-ヒドロキシ-5-メチルピト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器または厚生労働大臣が別に指定する測定器		注1

参考：2～6は、上記に掲げる測定器と同程度以上の性能を有する測定器でもよい。

注1：新築、増築、大規模修繕、大規模の模様替えを完了し、当該建築物の使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの期間に1回測定すること。

<測定条件>

1. 通常の使用時間中
2. 各階ごと
3. 居室の中央部の床上 75cm以上 150cm以下

② 空気調和設備に関する必要な措置

	管理項目	管理基準
1	冷却塔及び加湿装置への供給水	水道法第4条の水質基準（51項目）に適合させる措置 〔上水道を使用している場合や、地下水を51項目確認後基準値以内であり、定期的な水質検査の結果陰性の場合を除く。〕
2	冷却塔及び冷却水の汚れ	1ヶ月以内ごとに1回点検 〔必要に応じ、清掃及び換水等を行うこと。 1ヶ月以上使用しない場合は、行わなくてもよい。〕
3	加湿装置の汚れ	
4	排水受けの汚れ及び閉塞の状況	
5	冷却塔、冷却水管及び加湿装置	1年以内ごとに1回清掃

③ 飲料水等の管理

<水質基準の適合が必要な水の範囲>

人の飲用、炊事用、浴用、その他の生活用に使用する水（温水を含む）

（ただし旅館営業における浴用水は、旅館業法にて規制されるため対象外）

水道法第3条第9項に規定する給水装置（上水道）以外の給水設備を設けて飲料水等を供給する際の管理

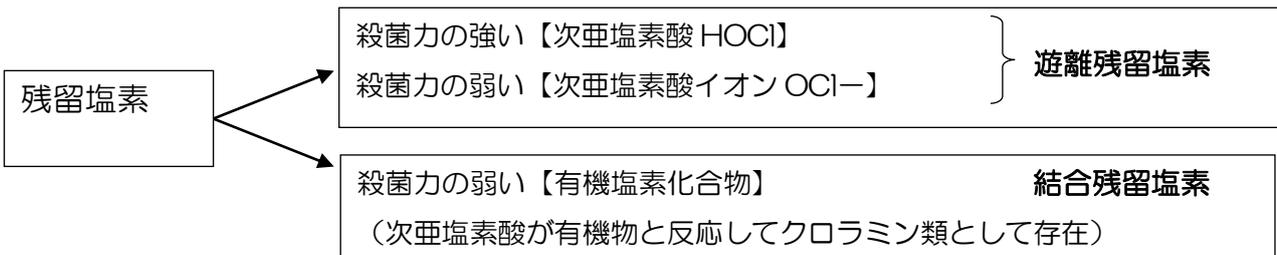
管理項目	基準値	頻度	備考
遊離残留塩素の含有率 （結合残留塩素の含有率 ^{注2} ）	0.1ppm 以上 （0.4ppm 以上）	7日以内ごとに1回	非常時 0.2ppm 以上 ^{注3} （非常時 1.5ppm 以上）
貯水槽（貯湯槽）の清掃 及び管洗浄	^{注4}	1年以内ごとに1回	
水質検査 （中央式給湯設備の給湯水を含む）	P4参照	P4参照	地下水は追加項目がある

^{注2}：中央式給湯設備の維持管理が適切に行なわれており、かつ、末端の給水栓における当該水の水温が55℃以上に保持されている場合は、残留塩素の含有率は省略可。

^{注3}：供給する水が病原微生物に著しく汚染されるおそれがある場合、病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素の含有率。

^{注4}：空気調和設備等の維持管理及び掃除等に係る技術上の基準（平成15年3月25日付厚生労働省告示第119号）に基づき管理すること。

参考：残留塩素とは・・・



遊離残留塩素は、pH値によって次亜塩素酸と次亜塩素酸イオンに分布比率が変わる。
pH値が低い（酸性）ほど次亜塩素酸が多く、pH値が高い（アルカリ性）ほど少ない。

④ 雑用水の管理

地下水・雨水・下水処理水・工業用水などを下記の用途に使用する際の管理

	散水、修景、清掃			水洗便所		
水質検査	pH 値	5.8~8.6	7日以内ごとに 1回検査	pH 値	左同	左同
	臭気	異常でないこと		臭気	左同	
	外観	ほとんど無色透明		外観	左同	
	遊離残留塩素	0.1ppm 以上 結合残留塩素の場合は 0.4ppm 以上 注5		遊離残留塩素	左同	
	大腸菌	陰性	2ヶ月以内ごとに 1回検査	大腸菌	左同	左同
	濁度	2度以下				
点検・清掃	雑用水槽は定期的に点検し、必要に応じて補修・清掃を行なうこと。注4					
注意点	※し尿を含む水を原水として用いないこと。(水洗便所用は可)					

注4: 空気調和設備等の維持管理及び掃除等に係る技術上の基準(平成 15 年 3 月 25 日付厚生労働省告示第 119 号)に基づき管理すること。

注5: 供給する水が病原微生物に著しく汚染されるおそれがある場合、病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合遊離残留塩素は 0.2ppm 以上、結合残留塩素の場合は、1.5ppm 以上に保つこと。(飲料水の管理と同じ)

⑤ その他の管理

管理項目	管理基準	頻度
排水設備の清掃	注4	6ヶ月以内ごとに1回
清掃	日常清掃のほか大掃除を定期的に統一的に実施	6ヶ月以内ごとに1回
ねずみ・昆虫等の駆除	ねずみ・昆虫等の発生場所、生息場所、侵入経路、被害状況について定期的に、統一的に調査を実施し、調査結果に基づいて発生防止のための必要な措置を行う 注6	6ヶ月以内ごとに1回 注7

注4: 空気調和設備等の維持管理及び掃除等に係る技術上の基準(平成 15 年 3 月 25 日付厚生労働省告示第 119 号)に基づき管理してください。

注6: 殺鼠剤や殺虫剤の乱用や不適切な使用を防止するため。

注7: 食品を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所については、2ヶ月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。

ア) 水道又は専用水道から供給する水のみを水源として飲料水を供給する場合

7日以内ごとに1回	6ヶ月以内ごとに1回		△1年以内ごとに1回 (6月1日～9月30日)	3年以内ごとに1回	給水開始時
	○	●1回省略可(年1回)			
遊離残留塩素	1 一般細菌 2 大腸菌 9 亜硝酸態窒素 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 38 塩化物イオン 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味 49 臭気 50 色度 51 濁度 ⑪	6 鉛及びその化合物 32 亜鉛及びその化合物 34 鉄及びその化合物 35 銅及びその化合物 40 蒸発残留物	10 シアン化物イオン及び塩化シアン 21 塩素酸 22 クロロ酢酸 23 クロロホルム 24 ジクロロ酢酸 25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロロ酢酸 29 ブロモジクロロメタン 30 ブロモホルム 31 ホルムアルデヒド ⑫		必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合については別表1中の必要な項目について検査を実施

イ) 地下水、その他上表に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合

7日以内ごとに1回	6ヶ月以内ごとに1回		△1年以内ごとに1回 (6月1日～9月30日)	3年以内ごとに1回	給水開始時
	○	●1回省略可(年1回)			
遊離残留塩素	1 一般細菌 2 大腸菌 9 亜硝酸態窒素 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 38 塩化物イオン 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47 pH値 48 味 49 臭気 50 色度 51 濁度 ⑪	6 鉛及びその化合物 32 亜鉛及びその化合物 34 鉄及びその化合物 35 銅及びその化合物 40 蒸発残留物	10 シアン化物イオン及び塩化シアン 21 塩素酸 22 クロロ酢酸 23 クロロホルム 24 ジクロロ酢酸 25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸 27 総トリハロメタン 28 トリクロロ酢酸 29 ブロモジクロロメタン 30 ブロモホルム 31 ホルムアルデヒド ⑫	14 四塩化炭素 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17 ジクロロメタン 18 テトラクロロエチレン 19 トリクロロエチレン 20 ベンゼン 45 フェノール類	別表1中のすべての項目について検査を実施 必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合、又は周囲の状況から判断して、基準に適合しないおそれがある場合は別表1中の必要な項目について検査を実施

別表1 水道法第4条の規定による水質基準(水質基準に関する省令の表)

項目名	新基準	項目名	新基準
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/l 以下
2 大腸菌	検出されないこと	28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量が0.003 mg/l 以下	29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量が0.0005 mg/l 以下	30 ブロモホルム	0.09 mg/l 以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量が0.01 mg/l 以下	31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量が0.01 mg/l 以下	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量が1.0 mg/l 以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量が0.01 mg/l 以下	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量が0.2 mg/l 以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量が0.05 mg/l 以下	34 鉄及びその化合物	鉄の量が0.3 mg/l 以下
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	35 銅及びその化合物	銅の量が1.0 mg/l 以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量が0.01 mg/l 以下	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量が200 mg/l 以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量が0.05 mg/l 以下
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量が0.8 mg/l 以下	38 塩化物イオン	200 mg/l 以下
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量が1.0 mg/l 以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下
14 四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	40 蒸発残留物	500 mg/l 以下
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフテン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/l 以下
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/l 以下
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	45 フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/l 以下
20 ベンゼン	0.01 mg/l 以下	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l 以下
21 塩素酸	0.6 mg/l 以下	47 pH値	5.8以上8.6以下
22 クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	48 味	異常でないこと
23 クロロホルム	0.06 mg/l 以下	49 臭気	異常でないこと
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	50 色度	5度以下
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	51 濁度	2度以下
26 臭素酸	0.01 mg/l 以下		